

## むつ市議会第257回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和5年8月30日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 佐藤 武 議員
- (2) 12番 住吉 年 広 議員
- (3) 14番 濱田 栄子 議員
- (4) 2番 工藤 祥子 議員
- (5) 15番 佐藤 広政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	5番	野中	貴健
6番	佐賀	英生	7番	山田	伸哉
8番	井田	茂樹	9番	富岡	直哉
10番	村中	浩明	11番	鎌田	ちよ子
12番	住吉	年広	13番	藤田	鉄哉
14番	濱田	栄子	15番	佐藤	広政
16番	富岡	幸夫	17番	岡崎	健吾
18番	佐々木	隆徳	19番	白井	二郎
20番	浅利	竹二郎	21番	佐々木	肇
22番	大瀧	次男			

欠席議員（1人）

4番	東	健而
----	---	----

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会	畑中	政勝
農委員 業会長	坂本	正一	政統 括策監	吉田	真
総務部長	吉田	和久	デジタル 行政推 進政監	藤島	純
企画政策 部長	角本	力	財務部長	松谷	勇
民生部長	斉藤	洋一	福祉部長	中村	智郎
健康 づくり 推進部長	菅原	典子	子ども みどら もい長 smile kids office にっこり 所こ長	吉田	由佳子
経済部長	立花	一雄	都市整 備長	木下	尚一郎
建設技術 部長	小笠原	洋一	川内庁 舎長	杉山	郷史

大畑所 會管 計者	高杉俊郎	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	小田晃廣
會管 理者	千代谷賀士子	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	小田藤淳一
監查委員 務局局長	伊藤恭雄	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	成田司
教育部長	伊藤大治郎	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	中村久
總政推市公 務進室 務務	石橋秀治	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	一戸義則
總政推市公 務進室 務務	徳学	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	川森恒太
事務局職員出席者		野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	
事務局長	佐藤孝悦	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	中野敬三
主任幹	澁川紋子	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	中野中敬佳
主任主查	井田周作	野所 協所 選委 農委 上局 民理	澤長 理會 長	中野中敬佳

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより佐藤武議員、住吉年広議員、濱田栄子議員、工藤祥子議員、佐藤広政議員、鎌田ちよ子議員、東健而議員、佐賀英生議員、浅利竹二郎議員、山田伸議員の順となっております。

本日は、佐藤武議員、住吉年広議員、濱田栄子議員、工藤祥子議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

## ◎佐藤 武議員

○議長（大瀧次男） まず、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） おはようございます。日本共

産党の佐藤武です。むつ市議会第257回定例会一般質問のトップバッターとして、3項目4点について質問します。

1項目め、日本国憲法と市政について質問します。国政も含め、政治というものは日本国憲法に基づいて行われなければならないわけですが、近年国政においては憲法無視、解釈改憲、国権の最高機関であり、国民の代表機関でもある唯一の立法機関である国会を軽視する政治が進んでいると感じています。政治の劣化と言わなければなりません。

また、第15条で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されています。これは、一部の奉仕者ではないということですから、様々な異論も含め、いろいろな立場の市民の声に耳を傾け、全ての市民に公平なサービスを提供するという事ではないでしょうか。

そこで1点目として、日本国憲法第99条についての見解と市政運営について伺います。市長として公務員の憲法遵守義務を規定している第99条を守り、職員も市民サービスを行っていく上で基本的人権を尊重した業務を遂行すべきだと思いますが、このことについての見解を伺います。

2点目として、地方自治に基づく政治運営について伺います。日本国憲法の3原則については皆さんもご存じのとおりですが、地方自治も憲法の大きな柱になっています。国も地方自治体も、法人格としては対等の関係にあることから、市民のためになることであれば、国や県に対しても正々堂々と意見を述べていくべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

2項目め、原発・核燃料サイクル政策について伺います。原発から出される核のごみは、最終処分場も決まっておらず、最終処分の技術も確立していません。再処理してMOX燃料として使用し

た後の再々処理技術も確立していません。再処理工場もトラブルの連続で、技術的な問題と安全性に問題を抱えており、順調に稼働する見通しが立っていません。こうした状況で原発を稼働し続けられれば、核のごみが増える一方です。子々孫々まで核のごみを残すこととなります。それでいいのでしょうか。原発・核燃料サイクルは、エネルギー問題としてだけ捉えがちですが、福島第一原発事故が示しているように、環境問題や国民が安全に暮らすという面からも捉える必要があるのではないかと考えています。

そこで、国の原発・核燃料サイクル政策に沿って、今後の市政を進めていくのかどうかをお伺いします。

3項目め、マイナンバーカードについて伺います。マイナンバーカードのトラブルについては、日々新しい問題が発生していて、個々のトラブルの実態を逐一取り上げていると、午前中いっぱいかけても足りないほどの時間が必要です。あきれられるような例を1つだけお話ししますが、マイナンバーカードに別人の写真が添付されたという例があります。マイナンバーカードのていをなさないと言わなければなりません。トラブルは、システムトラブルをはじめ、個人情報の誤登録やひもづけの誤りなど多岐にわたっています。社会基盤としても整っていません。

こうした混乱の中で、政府はマイナンバーカードと保険証をひもづけて、来年秋には保険証を廃止するとしていますが、マイナ保険証もトラブル続きで、最終的には現在の紙の保険証で確認するという事態が頻発しています。全国保険医団体連合会は、トラブル回避のため保険証を持参してくださいというポスターを作って、各医療機関に貼り出している、これが実態です。

そもそもマイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、保険証とひもづけることによ

って強制力を持たせるとするのは矛盾していると考えています。マイナ保険証の誤登録は、即命の危険に結びつきます。また、国民皆保険制度を壊すことになりかねません。国民が安心して医療を受けられるための全国民に届く保険証が申請制度に変わったら、一時的あるいは長期にわたっての無保険者や窓口10割負担の人が増えることは明らかです。マイナ保険証は一旦立ち止まって、現在の紙の保険証を残すべきだと思います。

マイナンバーカードの取得は本来任意なわけですから、必要だと考える人は取得すればいいし、必要ないと考える人は取得しないという原則を貫くべきです。個人情報漏えいするリスクもあり、紛失した場合に悪用されるということも考えられます。国が国民の個人情報を一括管理する方向に進むおそれがあり、社会保障の給付と負担のバランスという名の下に社会保障費削減と負担増が強いられ、大企業によるマイナンバーカードを使った市場での利益、ひもづけられた個人情報を利用した利益の追求が目に見えるようです。

こうした状況の下で、むつ市におけるマイナンバーカードの現状と今後の施策について伺います。繰り返しになりますが、マイナンバーカードの取得は任意であること、保険証とのひもづけは強制せず、現在の保険証をそのまま残すことを強く求めて、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

まず、日本国憲法と市政についてのご質問の1点目、日本国憲法第99条についての見解と市政運営についてお答えいたします。日本国憲法第99条は、公務員等に対し、憲法の目的が十分に達成されるよう、憲法尊重擁護義務という政治的、道徳的な義務を課しているものと理解しております。

私自身、市長として常に憲法の本質と条文を尊重擁護し、市民の皆様のための公正な市政運営により、市民の皆様が豊かで安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、日本国憲法と市政についてのご質問の2点目、地方自治に基づく市政運営についてお答えいたします。地方自治は憲法で保障されており、国と地方は別の法人格を持ち、地方自治の仕組みや国と地方の関係については地方自治法に定められております。国、都道府県及び市町村とは、役割や権限が異なっており、特に基礎自治体としての市町村は、地域の様々な実情に応じて、きめ細かな対応が必要であります。このことから、市民の皆様からのご意見やご要望をしっかりと受け止め、国及び県に対しまして、むつ市としての主体的かつ建設的な意見を述べてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、原発・核燃料サイクルについてのご質問、国の原発・核燃料サイクル政策と市の基本的立場についてお答えいたします。まず、国のエネルギー政策の方針としては、本年2月にGX実現に向けた基本方針が閣議決定され、原子力について、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源と位置づけ、再生可能エネルギーとともに最大限活用するとの方向性が示されたところです。

また、令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルを基本方針としていると示されているところであります。

市といたしましては、こうした国のエネルギー政策の方針に基づき、原子力・核燃料サイクル政策に対し、協力、推進していく必要があるものと考えております。特にエネルギー基本計画においては、使用済燃料の貯蔵能力の拡大強化に取り組

むこととされており、当市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設の重要度が今後高まってくるものと考えております。今後も国策への協力を通じて、さらなる市政発展が図られるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、マイナンバーカードについてのご質問につきましては、デジタル行政推進監からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○デジタル行政推進監（藤島 純） 佐藤議員のマイナンバーカードについてのご質問にお答えいたします。

市では、マイナンバーカードを活用した施策として、本年5月より住民票や戸籍証明書などの各種証明書を全国のコンビニエンスストア等で取得できるコンビニ交付サービスを導入しております。コンビニ交付での証明書の発行手数料は、窓口交付よりも100円安い料金を設定することにより、利用促進を図っております。このほか75歳以上でマイナンバーカードをお持ちの市民の方を対象とした公共交通機関の乗車料が無料となるむつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」事業の実施や、市民課の窓口でマイナンバーカードを利用して申請書を作成する申請書作成支援システムの導入など、様々なサービスを実施しております。

また、今後のマイナンバーカードを活用した施策につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業として、今年度より実施している子ども医療費給付制度の医療受給者証をマイナンバーカードの公的個人認証機能を活用し、スマートフォンで表示させるサービスを構築中で、令和6年3月に実装する予定で作業を進めております。

マイナンバーカードは、デジタル社会のパスポートとして、今後ますます活用の場面が広がるものと考えており、市でも様々なサービスを展開し

たいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 簡潔で分かりやすい答弁、ありがとうございます。最初の1 項目めについては、市長の基本的な姿勢というか、意欲が伝わってきましたので、第99条あるいは第15条、そして地方自治の基本に立って、ぜひこれからも市政に取り組んでいていただきたいと願っています。

2 項目めですけれども、原発・核燃料サイクル、ここについては、もちろん立場の違いはありますが、率直な意見を述べていただいて、ありがとうございます。

この点については、少しお聞きしたいことがあるのですが、確かにエネルギー政策で考えると、国の政策としては重要な電源であるという位置づけである。原発のことについて、最初壇上で述べましたけれども、最終処分場とか再々処理とか再処理とか技術が確立されていなくて、原発を稼働すれば核のごみが増えるのですけれども、このまま続けて本当に、中間貯蔵でいうと50年、100年の単位だと思えるのですけれども、放射能半減期を考えると1,000年とか万年の単位ですので、こういうものを子々孫々まで残していいのかどうかというところを市長にお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

当市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、平成17年10月に青森県、むつ市、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の4 者で締結した使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書において、使用済燃料の貯蔵期間を建屋の供用開始の日から50年間としておりまして、使用済燃料は貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出することを定めております。

また、使用済燃料の確実な搬出について、機会

あるごとに国及び事業者を確認しており、本日改めてリサイクル燃料貯蔵株式会社より貯蔵期間の遵守について明言をいただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 事業者にそれを確認するということは、とても大切なことだと私も考えていますが、知事も確認しています。再三これ申し上げているのですが、できれば、口頭ではなく、文書で確認すべきではないかというふうに思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、協定によって貯蔵期間終了までに搬出されることは担保されており、加えて国及び事業者に対して機会あるごとにそのことを確認してございます。

また、平成20年4月に経済産業大臣から青森県知事に対して、青森県を最終処分地にしない確約書が発出されており、加えて昨日政府の関係閣僚と青森県が意見交換する核燃料サイクル協議会が開かれ、宮下知事が政府に対して改めてむつ市を含む青森県全体が最終処分地にならないことの確約をいただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 機会あるごとにそれを確認するということは、私も大事なことだと思っておりますので、なかなか確認書を交わすというのはハードルが高いのかなという感触を受けました。それであっても、やはり中間貯蔵ですから、最終処分場にならないということを基本にして取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、3 項目め、マイナンバーカードのほうに再質問移りたいと思います。マイナンバーカードの市の取得率、そしてあと県及び全国との比較は

どうなっているかお伺いたします。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

むつ市のマイナンバーカードの取得率ですけれども、現在は保有枚数率として総務省より公表されておりますが、令和5年7月31日現在で77.4%となっており、全国平均の71%より6.4ポイント、県平均の72.1%より5.3ポイント上回っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。取得率が高いということがよく分かりましたので、多くの人がマイナンバーカードを取得しているのだなというふうに思いました。

次に、全国で今いろいろな問題が起こっているわけですけれども、他人への誤ったひもづけ等はなかったのかお伺いたします。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

むつ市では、マイナンバーカード情報のひもづけ誤りというのは現在は確認されておられません。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ひもづけの間違いがなかったということは、大変幸運なことだと思っています。ということは、マイナ保険証においても社会保険から例えば国民健康保険に変わるとか、あるいは国民健康保険から社会保険に変わるとか、あとは住所が変わるとか、結婚等で名字が変わるとか、あと負担割合が変わるということも結構あると思うのですが、こういうところでも特に市としては問題がなかったというふうに認識してよろしいでしょうか。特に答弁は求めませんので、すみません。

あとは、現在マイナポータルで取得できる個人情報の中身をお知らせください。

また、ICチップの中に空き容量があるわけですけれども、その利用について考えていることがあるのかお伺いたします。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

マイナポータルで取得できる情報ですけれども、世帯情報、税・所得・口座情報、健康・医療情報、子ども・子育て情報、福祉・介護情報、雇用保険・労災情報、年金関係情報などとなっております。

また、マイナンバーカードの空き領域の活用につきましては、現在は考えておりません。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。マイナポータルの部分でどういう情報が適用されているのかというあたりは、私も調べてみて、すごく多くの情報が載っているので、驚いたのですけれども、市民の皆さんもあまりご存じないと思ってお伺いしました。

次に、むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」の取得者数と後期高齢者の中での割合はどれくらいかということをお伺いします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」の取得者数及びその割合とのことでございますけれども、いずれも令和5年7月末時点で、取得者数は3,726人、その割合は39.2%となっております。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。4割ぐらいの人が取得されているということなので、これを高いと見るのか低いと見るのか、ちょっとなかなか分からないところがあるのですけれども、本来行政サービスは公平であるべきだというふうに思うのですが、任意のマイナンバーカード

取得者だけに「AGEHA」サービスを提供することは、不平等、不公平になるのではないかと考えているのですが、市のほうではいかがお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

むつ市高齢者無料乗車証事業の実施に当たりましては、不正乗車防止等の観点から、本人確認のための顔写真つきの身分証明書が必要でありまして、申請すれば国民誰もが取得可能なマイナンバーカードを活用いたしまして本事業を実施しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 任意で取得すればということですから、そこはやはり75歳以上の方に平等に市のサービスを受けられるという方法を私は考えたほうがいいのではないかというふうに思っています。

次に、マイナンバーカードと保険証をひもづけている人の人数と人口の割合についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

まず、保険証のひもづけに関しましては、保険証自体、保険自体は、社会保険や共済、国民健康保険等ございます。むつ市で保有している情報としましては、国民健康保険の情報ということで、その部分に関して答えさせていただきます。

当市の国民健康保険の被保険者数は、令和5年7月末現在で1万1,158人で、むつ市の人口に占める国民健康保険加入者の割合は21.04%となっております。このうちマイナンバーカード保険証利用登録済みの方は7,495人で、むつ市の国民健康保険被保険者に占める割合は67.17%となっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ありがとうございます。ひもづけていても、利用する人、あるいはしない人がいると思うのですけれども、壇上でも述べましたけれども、保険証とひもづけた場合の様々なトラブルが起きていますので、そこはぜひ市のほうとしても、そういう間違い等はないように十分気をつけて、保険証を今ひもづけている方については管理をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。何度も言いますが、マイナンバーカードの取得はあくまで任意であるということは法律で決まっています。保険証や免許証など他の資格証明と併用し、国民健康保険制度を崩しかねない、市民の命と直接関わるマイナ保険証はやめるべきだと私は考えるのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

国ではマイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方につきましては、本人の申請によらず保険者が交付する運用で資格確認書を交付することとしておりますけれども、この制度に関しましては国の制度ということで、そのほかのことに関しましてはお答えできません。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 答弁ありがとうございます。市のほうとしては限界があるという部分は私も理解していますので、今は政府が資格確認書のことについて様々揺れていますけれども、最初は1年出すと、申請して更新すると。今度は国民から批判が出たら5年にすると。今度は、今言っているのは全員に出すというふうな話になっているの

で、これは市でどうこうする問題ではないのですけれども、それであればやっぱり私は今の保険証を残したほうがお金もかからないし、今のシステムで十分活用できるのではないかという考えを持っています。

そこで最後に、これから例えば総点検しろという国からのお達しがあった場合に、自治体の事務負担が重くならないかなということをお心配しているのですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

総点検に関しましては、今手順書は届きましたけれども、むつ市が該当しているかどうかに関しましては、まだ示されておりませんので、まずそれをご理解いただきたいと思えます。

その上で、マイナンバー制度なのですけれども、各種の行政手続を一元化する目的で導入された制度ということですので、今後ますます活用の方が広がり、行政運営には欠かせない業務の一つになってくると考えております。つまりそれ以外の業務負担という部分に関しましては、もしあれば外部委託とか、会計年度任用職員を増員するとかで対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ポイントがついていた、国はまだ期間中ですけれども、市でつけた時期は多分かなり負担が大きかったらと思うています。今後のことについてはまだ分かりませんので、ぜひ職員に負担がかからないように、ただでさえ職員の皆さんは残業が多くて大変な思いをされていると思いますので、そこを考えていただきたいと思えます。

総点検に該当する自治体になっているかどうか

はまだ分からないという状況なので、その点については何とも言えませんけれども、ぜひ負担が少なくなりたいというふうに思っています。

最後に、これは質問ではないのですけれども、厚生労働省が6月、中央社会保険医療協議会に示したアンケートでは、マイナ保険証での受診歴を持つ10代から70代までの人1,000人のうち、「メリットは特になし」と答えた人が56.5%いました。ですから、マイナ保険証を持っていても、それほどメリットがあるというわけでもないということがこれではっきりしているわけです。

国民皆保険を壊す可能性があるとは私は考えています。無保険者が発生したり、国民の命に関わるトラブルが頻発しているマイナ保険証、その強制はやめて、現在の保険証を残すこと、あくまでマイナンバーカードは任意に取得するものであるという基本的立場に立ち返るべきだというふうに私は考えて、それを強く求めて、一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎住吉年広議員

○議長（大瀧次男） 次は、住吉年広議員の登壇を求めます。12番住吉年広議員。

（12番 住吉年広議員登壇）

○12番（住吉年広） 皆さん、こんにちは。公明党、公明・自由会派の住吉年広です。むつ市議会第

257回定例会に当たり、通告に従いまして、4項目7点にわたり一般質問させていただきます。市長並びに理事者各位の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目めは、防災・減災対策について伺います。東日本大震災から12年が経過いたしました。いまだに3万人の方が避難生活を余儀なくされております。近くで起きるであろう日本海溝・千島海溝周辺海溝型の巨大地震では、県が2015年までに算出した数字と比べて、本市は5倍以上、33.7平方キロメートルと示されております。

災害は必ず起きることを前提で、被害をいかに低く抑えるか、軽減するか、ソフト面での対応が減災対策だと私は考えます。局所的な被害、大規模な災害が発生したときに、特に大切になるのはコミュニティを中心とした自助、共助だと思っております。行政を中心とした災害対応の中で、地域の危機管理を担うのが消防団、これらを連携し、中心的役割を担うのが専門知識を身につけたその地域に居住する防災士ではなかろうかと思っております。

山本市長は、6つの政策の中で地域ぐるみの防災・減災で、災害に強いまちづくりを目標に具体的な取組を6項目挙げております。その中で消防団や自主防災組織をはじめ、防災士の育成による地域防災力強化を強調しております。私自身も、その政策に同じ思いでございます。

質問の1点目として、消防団や自主防災組織をはじめ、防災士の育成を今後どのように進めていくのか、市長のご所見を伺います。

2点目として、地域を支える防災士について伺います。防災士は、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場面で防災力を高める活動が期待され、そのため十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した人のことをいいます。全国で

7月末時点で26万566人、青森県では3,280人認証されております。

私自身も2年前の12月に防災士の資格を取得し、本年6月17日、18日に防災士のスキルアップのために大湊消防署にて上級救命講習を2日間、8時間講習及び実技訓練を受け、ゴールドカードを取得しました。上級救命講習では、心肺蘇生法やAEDの使用手順に加え、体位管理、搬送法、骨折処置等を学びました。このような処置を身につけることにより、救急車が現場に到着するまでの勇気ある応急手当てがたくさんの命を救うことにつながります。

今後市が防災士と連携するに当たり、防災士がこういった場面で活躍できるのか、防災士といっても資格だけ取っている方、防災士会に在籍している方、行政でも資格取得をしている方など、防災士の中でも私は役割分担が必要だと考えます。防災士は特に更新や有効期限は設けておらず、資格取得のみが目的になっている方もおります。しかしながら、防災士は災害に備えるために、日々防災の知識や対応を学び続ける姿勢が重要です。そのため、防災士研修講座で得た知識、対応とともに、防災リテラシーを向上させていかなければならないと考えております。

2点目として、本市における防災士資格取得者数をお示しく下さい。

次に、2項目めの1点目として、環境政策の取組についての粗大ごみ手数料の多様化について伺います。粗大ごみの回収は、多くの自治体で有料化されております。協力企業に委託、あるいは自治体が主体となり、電話、インターネットで予約を受け付けて回収する方法が主流です。個別対応になるため、インターネット受付を導入していない自治体の81%が電話予約による収集を行っており、自治体、企業も、この電話対応業務の煩雑さと事務処理に割かれる時間が大きな課題とな

っております。

本市においても、行政面積が864平方キロメートルあり、他市と比べて大きな行政面積を抱えております。平成7年から粗大ごみ有料化をしております。申込み方法は電話で事前にむつ市本庁舎環境政策課や分庁舎に連絡を取ります。収集の申込みの締切りは、回収の前週の金曜日です。申込み後は、粗大ごみ処理券を指定ごみ袋等取扱いのスーパーやコンビニ等へ買いに行かなければなりません。もしそれがインターネットやスマートフォンで申込みや支払い決済が完結できたら、販売店へ出かける必要がなくなるのではないのでしょうか。

また、職員サイドにおいても、引っ越しシーズンをピークとした申込みの受付や電話対応をはじめ、収集場所の特定や収集手数料に係る拠点間のやり取りなど、アナログベースの業務が煩雑で、負担の大きいものとなっていると思います。

これらの課題を踏まえ、利用者の利便性向上と業務の効率化の双方を実現するために、デジタル技術を活用した対応策を検討する必要があると考えますが、市のご所見をお伺いします。

次に、2点目として、不法投棄対策における監視カメラ導入についてお伺いします。不法投棄とは、単にごみが捨てられているというごみ問題にとどまらず、むつ市の美観を損ない、自然環境や生活環境を著しく悪化させることにより、市民の日常生活に悪影響を及ぼす犯罪行為だと認識しております。そういった視点に立ち、質問させていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」との廃棄物の不法投棄を禁止していますが、いまだに後を絶ちません。不法投棄に関しては、これまでたくさんの方からご相談をいただき、悪質なケースから軽い気持ちで捨てているものまで多様かと思えます。

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物とに分かれております。基本的に産業廃棄物は都道府県が担当し、一般廃棄物は市町村が計画を定め、廃棄物を収集し、運搬、そして処分を行っています。しかし、不法投棄とは、廃棄物を捨てる全ての行為を指します。法律では、違反を犯した者に対して5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またこれらが併科される規定となっています。法人の場合は3億円以下になります。

不法投棄の現状に関しては、民生福祉常任委員会の所管事務調査で詳細を確認できておりますので、割愛させていただきます。

これまで本市において看板の設置、監視員による月2回のパトロール、監視カメラの設置、不法投棄防止キャンペーンの実施など対策を講じて効果も出ております。具体的にどの取組が効果を上げているのか、これまでの成果を十分検証し、それを踏まえての今後の在り方を検討する必要があると考えますが、市の見解を伺います。

次に、3項目めとして、市民の交通安全対策についての県道176号線・マエダ仲町店舗前への信号機設置について伺います。店舗や住宅の新設により、市民の動線が変わることがあります。この変化が交通事情に影響を及ぼさなければ問題はありませんが、動線が変わることで交通渋滞や無理な横断等が発生し、事故のリスクが高まります。特に子供や高齢者にとって支障となる場合には、安全対策が必要と考えます。

こうした事例が1年6か月前にマエダ仲町店の店舗新設により発生いたしました。この店舗は、JR下北駅から南に約700メートル、県道赤川下北停車場線沿いに立地しており、面積は1,000平方メートルです。この地域はスーパーマーケットが不足している地域で、緑町、下北町、昭和町、仲町、金曲地区など、市内南部地区に位置しております。店舗が立地することにより、周辺住民の

動線が大きく変わりました。この地域の食を支える店舗として、私は重要だと思っております。

一方で、この店舗へのアクセスに課題があります。車で行く場合を除いて、徒歩で行くためには、下北駅前の横断歩道を渡り、店舗まで行かなければなりません。そのため無理に店舗付近から横断しようとする方がいるため、非常に危険です。そのために、地域から信号機の設置を求める声が多くあり、町内会や地域住民などの協力で300名の署名がむつ警察署に提出されております。このような状況から、地域住民の食生活を支える店舗への信号機設置は不可欠だと思っております。

信号機の設置に関しては、青森県警察本部交通部交通規制課が所管という前提で質問いたします。こうした地域の実情や市民の安全確保を考慮すると、信号機の設置は安全対策として有用だと思うが、市の見解をお伺いします。

最後に、質問の4項目めの投票環境整備についての1点目、若年層（高校生を含む）投票率向上についてお伺いします。近年若年層の投票率は低く、若年層の政治離れが深刻な中、平成27年に改正公職選挙法が成立し、18歳以上から投票が可能となりました。平成28年の参議院選挙では、全世代で投票率が上昇するという結果が得られましたが、10代、20代、30代の投票率が50%に至っておりません。

そこで、若者の政治や選挙に対する考えが、日本と同様に18歳から選挙権があり投票率の高いスウェーデンの教育の現場での取組や投票制度から、若者の投票率向上に向けての解決策が非常に参考になります。投票率の向上には、若者が政治、選挙に対して理解を深める取組や、若者に見合う投票制度が必要であることが明らかです。

本市においては、令和元年むつ市議会議員選挙において移動式期日前投票所を設けて、18歳で新たに有権者となった高校生に気軽に環境を整え、

若年層の投票率アップのため実施されました。また、令和3年度にも期日前投票所で投票が行われました。これまで若者支援として高校生の期日前投票が2回実施されましたが、これまでの若年層の投票支援についての取組をお伺いします。

2点目として、高齢者投票支援についてお伺いします。公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項2号の規定による不在者投票のできる施設として、県に申請し、審査の結果が受理されれば施設で不在者投票が実施できます。

本年青森県知事選挙において、3施設が申請し、受理されました。この施設に関しては、施設長がこれまで車両でむつ市役所の期日前投票所まで連れていき、投票支援をしておりました。この施設が不在者投票ができることになり、施設管理人の負担も減り、ほぼ全員の方が投票でき、大幅にこの施設での投票率が増加いたしました。さらには、今まで投票ができなかった方も投票できることに喜びを感じたとお話を伺いました。非常にすばらしい取組だと思います。

それでは、本市において、現在不在者投票のできるこのような施設は何施設あるのか。また、高齢者施設での不在者投票をするための必要な要件をお示してください。

以上で壇上からの質問とします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災・減災対策についてのご質問の1点目、消防団や自主防災組織をはじめ、防災士育成による地域防災力の強化についてお答えいたします。市長公約に掲げております6つの約束のうち、地域の安全をつなぐため、地域ぐるみで防災・減災に取り組むことで災害に強いまちづくりを目指しております。そのためには、消防団、自主防災

組織、そして防災士の育成強化を図り、それぞれが連携しながら取組を進めていく必要があるものと考えております。

現在市では、消防団員の加入促進及び福利厚生充実を図るとともに、地域防災力の向上を目的とし、令和5年1月4日より消防団応援の店事業を開始したところであります。

また、自主防災組織結成促進を図るため、新たな組織結成時における防災対策資機材等の給付を実施しているほか、自主防災組織の積極的な防災活動を支援し、地域の防災力向上を目的に、自主防災組織の活動に要する防災物品等の給付を毎年度実施しております。

令和5年3月と7月には、自主防災体験研究会を開催し、自主防災組織と町内会、合わせて延べ42団体、90名の皆様にご参加いただき、自主防災組織の役割と活動に関する講演や災害に備えた図上訓練を実施しております。

そして、地域の防災リーダーとして大きな役割を担う防災士の育成を図ることで、地域の防災力だけではなく、減災力の強化にも大きく寄与するものと考えておりますので、防災士の拡充と有資格者へのスキルアップ体制を構築し、地域の防災力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、地域を支える防災士について及び環境政策の取組についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、交通安全対策についてのご質問、県道176号線・マエダ仲町店舗前への信号機設置についてお答えいたします。この件に関しましては、令和2年度に新店舗の建設を前に、事業者及び近隣の3町内会から市に対して要望書が提出されました。県道176号は市内の主要道路であるため、交通量が多く、交差する市道からの進入が困難で

あること、新店舗を利用する方の横断が不便であること、また無理な横断による事故を防ぐことを趣旨とした要望であり、令和2年12月、当市からむつ警察署へ信号機設置に関する要望書を提出したところであります。警察当局も、当該場所は信号機が必要との認識ではあったものの、設置時期については明確に提示できない状況でありましたが、令和5年中に工事が完了する予定であることを確認できましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 選挙管理委員会委員長。  
（畑中政勝選挙管理委員会委員長  
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 住吉議員のご質問にお答えします。

まず、投票環境整備についてのご質問の1点目、若年層投票率の向上についてお答えします。

これまでの取組といたしましては、市内の小・中・高等学校への投票箱や記載台の貸出しや、二十歳の集いにおける出席者へ選挙啓発の小冊子の配布を実施しております。また、主権者教育の一環として、市内の小・中学校へ選挙管理委員会が実施する選挙出前講座の周知を図っているほか、公益財団法人明るい選挙推進協会主催の選挙啓発ポスターコンクールへの出品作品の募集を行っているところであります。

また、平成28年に選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、市内の高等学校の協力の下、各高等学校に期日前投票所を開設し、投票機会の拡充を図ってまいりました。高等学校への期日前投票所を設置した際の実績は、令和元年のむつ市議会議員一般選挙では高校生の投票者数が94名、令和3年の衆議院議員総選挙では高校生の投票者数が131名となっております。高等学校へ期日前投票所を設置した際の18歳の投票率が19歳から20歳代と比較し高くなっておりましたことから、

一定の効果があったものと考えております。

なお、令和5年10月1日執行のむつ市議会議員一般選挙においても、市内3高等学校へ期日前投票所の開設を予定しており、現在日程を調整しているところであります。若年層の投票率向上につきましては、今後も引き続き研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、高齢者の投票支援についてお答えします。市内で青森県選挙管理委員会から不在者投票施設の指定を受けているのは、病院2件、老人ホーム13件、介護老人保健施設2件となっております。

また、不在者投票施設として指定を受けるための要件といたしましては、おおむね50人以上を収容できる施設であることとなっておりますが、この人数は目安でありまして、青森県選挙管理委員会の判断により、この人数に満たなくても不在者投票の適正な管理執行ができる施設であれば指定を受けることができることとなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） 防災・減災対策についてのご質問の2点目、地域を支える防災士についてお答えいたします。

取得者数とのことですが、防災士の資格の認定を行っております認定特定非営利活動法人日本防災士機構からは、むつ市におけます令和5年7月末時点での防災士資格取得者数は117名と伺っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） 環境政策の取組についてのご質問の1点目、粗大ごみ手数料納付購入券の多様化についてお答えいたします。

粗大ごみの処分方法といたしましては、市が委

託する事業者がご自宅へ収集に伺う戸別収集と、ご自身でアックス・グリーンへ持参していただく自己搬入の2通りの方法がございます。戸別収集につきましては、電話や窓口で予約を取り、事前に指定ごみ袋等取扱店で粗大ごみ処理券を購入していただくことになります。

オンライン決済を含め、粗大ごみ処理券の購入方法を多様化することで、市民の皆様の利便性が向上するとともに、職員の事務負担も軽減されることから、業務のデジタル化を推進する中で調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境政策の取組についてのご質問の2点目、不法投棄対策における監視カメラ導入についてお答えいたします。まず、不法投棄の件数については、令和2年度17件、令和3年度18件、令和4年度25件となっております。不法投棄されるものは、家具や自転車などの粗大ごみ、冷蔵庫や洗濯機などの家電リサイクル対象品やタイヤ、また車窓から投げ捨てられたと思われるレジ袋などに入れられた空き缶など多種多様となっております。悪質なケースは警察へ通報しているところであります。

また、青森県から1台の監視カメラを借り受けまして、令和2年度1か所、令和3年度2か所、令和4年度1か所に一定期間、「監視中」の看板とともに設置したところ、設置期間には不法投棄がなかったことから、監視カメラには不法投棄の防止、抑制の効果があるものと認識しております。

現在、借り受けた監視カメラ1台だけで監視をしておりますが、カメラには死角が生じ、またカメラを撤去した後は不法投棄が再発することもありますので、今後は市独自で複数台の監視カメラを導入することについて検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番(住吉年広) ご答弁ありがとうございます。  
それでは、再質問させていただきます。

防災・減災対策についての山本市長の思いは確認できました。その中で2番目の地域を支える防災士についてですけれども、2022年度に日本防災士機構が全国自治体を実施した防災士制度に関するアンケート、防災士資格取得費用、防災士教本代、受験料、認証登録料について、一定の条件の下に住民に対しての費用の一部または全額助成を行っている自治体は、青森県において弘前市、十和田市のみになっております。

近年防災士は、地域防災力強化に貢献すると注目を集めており、自治体による地域防災力向上の取組として、住民の皆様には防災士の資格を奨励し、助成金を交付する自治体が多く見られるようになっております。

一方で、防災士が地域自主防災に根差していない面も課題であります。そういった観点から、民間の資格制度ということもあり、助成は慎重に判断しなければならないと考えております。

そのような点を踏まえての提案ですが、本市における防災士をいかに発掘し、また増やしていくか、自主防災組織に根差した取組が重要なポイントになります。

ここで、先進事例を紹介したいと思います。長野県東信地方に位置する佐久市、人口9万8,000人の市です。佐久市では、暮らしを守る安心、安全なまちづくりに向け、自主防災組織である区と地域消防団が一体となって防災体制の強化を図ることで減災につなげるための佐久市消防団「さくの絆」と銘打ち、取り組んでおります。郷土を愛する精神の下、地域の力になっていただける防災士として募集を募っております。

その3点の要件として、1つ目が日本防災士機構が認定した防災士の資格を持つ方、2番目が地域の中で防災リーダーとして活動していただける

方、3番目をご登録いただく内容をご自身がお住まいの町内会長さんへお伝えすることを同意していただけること、これらを満たし、登録された方に地域防災リーダーとなる防災士の拡充を図るため、地域を支える防災士として登録し、自主防災組織と防災士が一体となった防災活動に取り組んでいけるよう、防災士の皆さんが活動するためのベストやヘルメットを貸与しております。とてもすばらしい取組だと思います。ぜひこのような制度を導入するべきではないかと思っておりますけれども、市長のご見解をお伺いします。

○議長(大瀧次男) 市長。

○市長(山本知也) お答えいたします。

長野県佐久市のすばらしい取組でありますけれども、当市におきましても消防団応援の店という形で、これは防災士ではございませんし、自負するわけでもございませんけれども、消防団の皆さんを応援するすばらしい制度だと感じておりますので、市といたしましては消防団、自主防災組織、そして防災士の相互の連携を図るとともに、地域の防災力向上につながる支援の在り方について、今後調査検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(大瀧次男) 12番。

○12番(住吉年広) ありがとうございます。先ほど総務部長のほうから答弁いただいた中で、防災士の人数が百何名ということで、私もこれだけいるとは知らなかったのですけれども、本当に驚いております。

ヒアリングの際に、各町内会での資格取得者数も確認しましたがけれども、各町内会の中で特に比較して川内町と大畑町が突出して人数が多いのですけれども、この理由が分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長(大瀧次男) 総務部長。

○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

理由ということでございますが、ご本人たちには直接取得の動機ということは何っておりませんので、あくまでも推察ということでご理解賜りたいと思いますが、川内地区であれば消防団、消防団OBとかという方々が多いと伺っております。そういう方たちは、ふだんから地域の防災とか安全ということを担当いただいているところがございます。そういった中で地域の防災、安全に対する関心の高さとか、そういうものを非常にお持ちになっているのかなと思っております。そういった中で、また地域をさらに守る視点とか、使命というところで防災士の資格を取得されたのではないかと、私としては推察しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。今総務部長がお話した内容の部分だと、私もそういうふうに認識しております。

防災士を取得するに当たり、そこでハードルがあるのは、取得するための費用、これがやっぱり課題になっていると思います。現在青森市、八戸市等での大学機関における防災士養成講座の申込料というのは、費用は4万円かかります。標準であれば6万8,000円だそうです。そして、2週にわたり防災士養成講座のカリキュラムを2回8時間にわたり受講して、最終日に試験をし、合格した方が日本防災士機構へ登録申請をして、最寄りの消防署で普通救命講習を受けて、晴れて防災士となります。申し上げたように時間と費用のハードルが高いために、本市の方が取得する可能性は私は低いと思っております。

そこで提案なのですけれども、日本防災士機構には消防吏員の特例により、防災士資格取得を免除する制度があります。消防士長以上の階級にある消防吏員は、防災士資格取得に当たり日本防災士機構が定めた防災士研修講座の履修、救急救命

講習の受講、防災士資格取得試験合格の3要件について、特例をもって免除するとなっております。防災士の認証登録申請費用の9,000円だけで取得できます。この制度を活用して、先ほどの佐久市の制度に結びつけていくことで、消防団、また自主防災組織、防災士の育成につなげていくことになると考えております。

この制度を活用して、防災士を取得した地域が川内地区の消防団です。引退したとはいえ、スキルや体力もあり、消防署などとの連携もできます。これらを横展開していくことで、下北全域の地域防災力につながると考えますので、そういった意味でも、まずは川内モデルを軸に、地域を支える防災士が力を発揮できるように防災リーダー制度の構築をしていただけるように要望いたします。

それでは次に、粗大ごみの手数料納付に関しての再質問をさせていただきます。粗大ごみの処理方法は、予約制による戸別回収と一般廃棄物処理施設への自己搬入の2通りがありますが、過去5年間の取扱件数を戸別回収と処理施設と分けてお示しください。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

粗大ごみの戸別収集につきましては、過去5か年の予約受付件数を申し述べますと、平成30年度は1,053件、令和元年度は1,077件、令和2年度は1,292件、令和3年度は1,466件、令和4年度は1,459件となっております。平成30年度と令和4年度を比較しますと、令和4年度は約38%の増加となっております。

アックス・グリーンへの自己搬入の過去5か年の予約受付件数であります。平成30年度は5,665件、令和元年度は6,312件、令和2年度は6,962件、令和3年度は6,914件、令和4年度は6,870件となっております。平成30年度と令和4年度を比較しますと、令和4年度は約21%の増

加となっております。

また、これらの予約受付に係る1件当たりの所要時間は約5分程度となっております。令和4年度では1日当たり約34件の受け付けをしております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 部長のほうから今件数をお伺いして、非常に多いものと認識しております。

それで次に、これまでに問合せや決算処理に関しての1人当たりの時間は、先ほど5分と言ったとおり、それにかかる時間は相当なものだと思っております。来年度新ごみ処理施設が稼働した場合、一般廃棄物の処理施設の持込み予約が解消されると大きなメリットにつながると思います。要は6,000件分は、それがなくなるわけですから。まずは一般廃棄物の処理施設の予約の対応をなくすように取り組んでいただきたいと思います。そうすることで、先ほどの6,000件掛ける5分ということで、そこが大幅に行政のコストが削減されると思います。そうすることによって、職員の負担軽減と市民の利便性が向上すると。

そこで次に、デジタル化に関しての先進事例を紹介してみたいと思います。これは千葉県の柏市ですけれども、平成8年から粗大ごみの回収を有料化し、平成19年度から受付、収集、運搬業務を外部委託しており、近年の社会情勢の変化に対応できる、より質の高い市民サービスをということで、委託企業から提案、紹介いただいたのがITソリューションを手がける株式会社アロワークスの粗大ごみの収集ネット受付システムです。

粗大ごみの電話受付は年間約1万3,000件あり、約2万点の粗大ごみを月曜日から土曜日の8時半から17時30分に事務処理しておりました。問合せのみも含めると、さらに多い数字です。システムの導入により、市民、また委託企業、自治体の導

入効果を上げています。

市民にとっては依頼できる日が限られていたり、電話がつながらず申込みができなかったりなどの不満の声が上がっておりました。導入後は24時間受付が可能になり、利便性も向上いたしました。メールアドレスの登録のみで利用でき、市民から「使い方が分からない」といった声はないということです。

企業では、従来方式だと電話が多く、特に電話伝達の不明瞭によって処理が煩雑となり、住所などの誤記入が後工程でさらに手間を招いておりました。しかし、システム導入後は電話が減ったことで聞き間違いによるミスの減少、また受付業務だけではなくて、収集、自治体に提出するための帳票作成、集計管理も一貫して処理できるので、業務効率の向上や人件費の削減が可能になったということです。

ごみの申込みについては、電話受付しかない選択が長年課題だったそうです。市民の様々な生活様式に対応できるよう、システムの利用といった選択枠を増やすことで、これまで以上にニーズに応えられるようになったそうです。

導入から1年足らずのため、まだ電話での受付も多いですけれども、電話を受けるオペレーターもネット受付と同じフォーム、画面利用、委託企業側の操作のしやすさや迅速性についても工夫されております。また、システムの汎用性が高いため、どの自治体でも素早く実装、運用できるといい、さらには、メールアドレスの登録が不要のLINE版も組み込み可能で、自治体のLINE公式アカウントと連動させるなど、自治体ごとに細かい設定ができるのがポイントとなっております。

今後より一層の市民のニーズに寄り添ったサービスを展開するため、LINE受付実装のほか、手数料のコンビニ支払いのオンライン化や粗大ご

みの分類をより明確にするという課題があります。ICTを通した自治体、市民、委託企業の課題を三方よしで解決することにより、ますます暮らしやすい社会の実現が期待されております。

これまでの従来受付業務は、今の時代に即していない事業だと思います。市民の利便性、職員の負担軽減の観点からも、この事業こそがデジタル化していくべきと考えますので、ぜひ前向きにご検討よろしく申し上げます。

不法投棄について再質問させていただきます。不法投棄に関しては、先ほど答弁いただいたようにカメラを購入していただくということで、不法投棄の防止のための各種施策を打つ以上、成果を上げるためにはどれだけの不法投棄の防止に結びついたのか、またどれだけ不法投棄の事件化ができたか、そういった視点が私は大事だと思っております。

現状の循環パトロールは、日中に実施されており、人目が少ない夜間、また未明などに行動する不法投棄を発見するのは難しいのではないかと考えております。しかし、監視カメラは時間にとらわれず監視ができ、非常に有効だと思います。

先ほど答弁で、市としてはカメラ購入に向けて進めていくと前向きなご答弁をいただきました。非常にうれしく思います。毅然とした態度で臨むためにも、監視カメラを購入、設置し、不法投棄をさせないように監視強化をよろしく願いいたします。

3番目の信号機設置に関してですけれども、これは本年中の設置の見込みということで、地域住民にとっては信号機を待ち望んでいたことなので、非常にうれしいことだと思います。

信号機設置に関しては、調査してみましたけれども、信号機の設置は減らしても、既存の道路に新たに設置するケースは20年以上なかったそうです。今回の設置は、市民一人一人の声が形になっ

た瞬間だと思います。さらには、交通安全の利便を求める声が県に届いたことだと思います。また、行政からむつ警察署に要望していただいたことも、重ねて感謝申し上げます。私も後方から県会議員と連携し、信号機の設置を働きかけた経緯もあり、本当にうれしく思います。

新たに信号機が設置されれば、徒歩で渡る際の安全性が飛躍的に向上します。歩行者で買物をする方々は、これまで以上に安心して道路を渡ることができます。歩行者の安全を重視する市民の願いが届いた結果であり、本市においては今後まちの発展に寄与すると考えます。

一方で、時差式信号になった場合は、特に交通量が多い道路なので、交通渋滞を招く可能性も十分あります。車両と歩行者の双方の利益を勘案すると、押しボタン式信号が望ましいと考えますので、ぜひ押しボタン式信号が設置できるように、行政のほうからも働きかけるように要望いたします。

最後に、選挙管理委員会のほうに再質問させていただきます。先ほど若年層の取組は確認いたしました。本市においては、令和2年度、下北地域で初の高等教育機関の青森明の星短期大学下北キャンパス、また下北地域初の4年制大学として青森大学むつキャンパスがむつ市下北文化会館に設立され、次世代の地域社会、経済を支える場として開学いたしました。

総務省の投票環境向上に向けた取組事例集の中でも、若者の投票率向上のために大学の取組が紹介されています。ぜひこのような設置を進めていくべきだと私は思います。

これは青森市の3大学の投票率の例を挙げますと、令和4年から令和5年の投票実績を確認すると、令和4年7月参議院通常選挙で24%、10月のむつ市議会議員一般選挙で13.7%、令和5年4月の青森県議会議員一般選挙が19.7%、5月の青森

県知事選挙が31.3%、6月のむつ市長選挙が31.7%となっております。この投票率を分析すると、やはり対立軸が少なければ少ないほど投票率が増加傾向にあると見られます。そのような観点からも、大学での期日前投票所の設置は若年層の投票率向上のために取組として私は有効だと思っております。ぜひむつ市議会議員選挙から設置できるように、ご検討のほうをよろしく願いいたします。

あと最後、高齢者支援の部分なのですが、高齢者投票支援のためにも、先ほど答弁いただきましたけれども、要件が50人ということで、満たない施設もあると思います。そこで、少ない施設や過疎地域で行きたくても行けない人、そういう支援を私は取り組むべきだと思っております。

先ほど高校生の期日前投票に関しては、前々回は投票カーでやって、2回目は学校の施設でやるといったことであれば、施設のほうが選挙管理委員会としてもいいということなので、そうであるならば投票カーを高齢者支援に使っていくべきだと私は思うのです。なので、その辺を検討しながら、今後は投票カーを高齢者施設、例えば50人に満たないところへ支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（大瀧次男） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。14番濱田栄子議員。

（14番 濱田栄子議員登壇）

○14番（濱田栄子） むつ市議会第257回定例会におきまして一般質問いたします。自民クラブ、濱田栄子です。理事者におかれましては、よりよい合意ができますよう、よりよき議論をお願いいたします。

通告に従いまして3項目について質問いたします。1項目めの自然環境保全について質問いたします。今年の夏の記録的猛暑や全国で次々と発生する線状降水帯による被害、海外においても森林火災など大規模な災害が各地で発生して、人々の命と生活を脅かしております。

また、特に一次産業関連においては、大きな打撃を受けている事業者の方も多くいらっしゃるのではないかと想像いたしております。これまでは異常気象現象と捉えられていた現象は、加速度的な地球温暖化の進行により、いつでも起こり得る状況であると考えなければなりません。

長く川を見てきた方たちは、川の水量が激減していると話されております。満潮時にはあまり感じませんが、干潮時には上流では水量の減少が観察されます。私たちが行動を起こさなければ、飲み水が不足する事態が起こらないとも限りません。命を守るための緊急対策と温暖化を食い止めるための生活スタイルの見直しや二酸化炭素を吸収する自然環境の保全、生態系を保全するための自然環境の保全が必要と思われれます。森、川、海の自然環境保全のためのこれまでの取組についてお伺いいたします。

2項目めの漁業問題、マグロの漁獲可能量拡大についてお伺いいたします。近年津軽海峡におけるイカ・サケ漁が劇的な不漁続きであることは、理事者側もご認識のことと思っております。今年

のイカ漁は皆無に等しい状況であります。イカ釣り専業の漁業者は、自主的に廃業された方も多くあり、また小型船で一本釣り漁業に取り組みられる方も出てきていると聞いております。

津軽海峡は、日本海と太平洋からの潮の流入が複雑な潮流を形成します。操船には潮の流れを習得するまで時間がかかる場所ですが、現在海洋研究開発機構むつ研究所において、津軽海峡の潮流をリアルタイムに発信しており、参考にしていただける若い漁師さんもおられると聞き及んでおります。

大間のマグロは全国一の評価を受けており、築地から移った豊洲市場においても一番競りに上がり、毎年正月の話題の一つになっておりますが、大畑海峡マグロもまた今年は二番競りに入り、よい評価を得たと聞いております。現在マグロは国際基準に従い、厳しく資源管理されているところですが、新規操業者には割当枠が少なく、設備投資への支払いが厳しい状況に追い込まれることが安易に予想されます。

また、伝統的な定置網等においても、イカ、サケが激減する中で、マグロ枠を増やすべきと考えます。

一昨年豪雨災害がありました小赤川、ちぢり浜ジオサイト沖合が明治時代、大型定置網によるマグロの大漁場でありました。このことは、赤川集落に隣接します佐助川地区に建立されております八大龍王の石碑が静かに物語っております。

関係者によりますと、クロマグロの資源はかなり回復の状況にあると聞いております。漁業者と連携を取り、漁獲枠拡大について地元の声を上げていくべきと思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

3項目めの市役所庁舎機構改革について、各分庁舎の機能強化についてお伺いいたします。令和3年度から令和7年度のむつ市過疎地域持続的発

展計画に示されております人口の推移と動向を見ますと、市全体ではもちろん減少傾向にあります。旧町村においては急激な下降現象をたどっているのが明記されております。令和5年7月31日現在では、脇野沢地区1,256人、川内地区3,256人、大畑地区5,831人、旧むつ地区4万2,681人となっております。日本国全体が人口減少時代を迎えていると理解しておりますが、特に中心地より周辺の旧町村は平成17年3月合併以来、急激な人口減少が起きております。

旧町村の新たな地域の在り方を創造し、目的に向かうため、職員の人員配置を手厚くし、経済の振興を推進し、雇用の安定を図るべきと思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

以上3項目、壇上からの質問といたします。ご答弁のほう、よろしくお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、環境保全についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、漁業問題についてのご質問、クロマグロの漁獲可能量拡大に向けた取組についてお答えいたします。日本の沿岸水域を含む太平洋を広域回遊するクロマグロは、過剰な漁獲等により資源量が激減したことから、太平洋沿岸等の関係20か国以上が加盟する西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約により、資源量の評価に基づいた国際間における厳格な資源管理が2004年から行われており、国際委員会において資源量の回復目標を定めた上で、各国の年間漁獲可能量が決定されております。

長期間の資源管理により、本年7月の国際委員会の会議では、資源の回復が目標年より早期に達成される見込みであることが報告されており、今

後漁獲可能量拡大の議論がなされることが期待されるところであります。

市といたしましては、クロマグロは当地域におきましても重要な水産物であり、今後ますます期待される魚種と考えておりますことから、漁業者の皆様の厳格な資源管理の状況を注視するとともに、漁業協同組合から漁獲可能量の拡大等についてのご意見、ご要望をいただいた際には、機会を捉えて国・県に対して生産現場の切実な声をしっかりとお伝えしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市役所機構改革についてのご質問につきましては、政策統括監からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） 環境保全についてのご質問、森、川、海等の自然環境保全のためのこれまでの取組についてお答えいたします。

まず、森の環境保全に係る市の取組といたしましては、市有林の計画的な間伐や伐採後の再造林を実施しているほか、水源の涵養に重要な森林造成については国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの水源林造成事業を活用し、積極的に森林の多面的機能を増進しております。

なお、当市の森林面積の8割を占める国有林につきましては、林業の振興と森林環境の保全とのバランスの取れた森林計画となるよう、住民懇談会等の機会を通じて意見を述べております。

次に、川の環境保全の取組といたしまして、河川や水路を含む公共水域の水質の悪化が閉鎖性海域である陸奥湾に影響を及ぼすことから、市内の河川の水質検査を定期的の実施し、水質状況の把握に努めておまして、定例会冒頭には経過報告の資料を配付させていただいております。

最後に、海の環境保全の取組といたしましては、陸奥湾の環境保全並びに陸奥湾の豊かな資源や美

しい自然景観を生かした産業及び観光の振興を図ることを目的として、平成30年12月にむつ湾広域連携協議会を設立し、関係機関と連携し、海岸清掃などの保全活動に取り組んでいるところであり、加入自治体が持ち回りでむつ湾フォーラムを開催して、環境保全活動について周知啓発に努めているほか、今年は当市で小学生を対象とした環境活動体験会を実施し、陸奥湾の環境保全について学んでいただいております。

市といたしましては、市民の皆様と豊かで美しい自然環境の保全について取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 政策統括監。

○政策統括監（吉田 真） 市役所機構改革についてのご質問、各分庁舎の機能強化についてお答えいたします。

市長公約には林業、漁業、農業、畜産業による若者定着及び川内、大畑、脇野沢の地域活性化を挙げており、市民の皆様の思いをしっかりとつないでいくためにも、これらの対応につきましては今まで以上に意を注いでまいりたいと考えております。

一次産業の活性化に当たっては、これまでもそれぞれの地域の特色を生かした施策を講じていく必要があることから、分庁舎担当職員や各地区の関係団体の皆様との意見交換を密にし、情報共有を図りながら連携して、様々な施策を展開してきたところであります。

人口減少や少子高齢化など、本市を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような中、限られた人員で多様化する市民ニーズや新たな行政課題に取り組むためには、効率的な行政運営を進めていかなければなりません。そのために当市にとってふさわしい組織体制を目指すべく、現在、来年度の組織改革に向けて総合的に検討を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、1番の環境保全について、先ほど森林の整備等についてお話がありましたが、8割が国有林であり、約2割が民有林ということは、もう皆さん十分ご承知のことと思います。ですので、その多くの、8割の施策が地域に大きな影響を与えてくると思って、これまで現場をしっかりと確認していただくようにということで訴えてきました。その山のありようが里に表れてきます。

これまでは、多くは伐採のための林業、木材生産のための林業でありましたが、もちろんこの地域にとって林業は大切な産業であります。ですから、しっかりとまず森林育成のための林業への転換をこれまで以上に訴えていただきたいなと思っているところでございます。私も、林業は本当にこの地域にとっては大切だと心から思っております。ということで、そこはお願いしたいと思っております。市長、まず林業については、また森林に対しては思いがありますので、そこをご答弁お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 質問では、森、川、海の自然環境保全のためということでありますけれども、森を守ることは、ひいては川を伝って海を守ることにつながるということでありますので、まずは森を守ることがむつ市におきましても水産物を守っていくことにつながると思っておりますし、これまでも、前回は答弁させていただきましたけれども、国有林のほうも、民有林のほうも含めて、市に森林環境譲与税等も入ってきておりますので、これからもむつ下北の森林を守っていく、そして活用していくことについて私自身も取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたい

と存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。森の状況がどうであるかということは、動物にも大きく影響してきます。

まず、通告しておきましたので、今年度における熊の被害状況等について、把握できている部分がありましたらお知らせください。

特に今年は熊の出没が多く見られたようで、学校でも全生徒にお迎えをお願いするよう、大畑小学校では何度も放送がありました。熊の出没は、かなり多く出てきておりますので、その辺の状況がお分かりでしたらお答えください。

（「それヒアリングで……」の  
声あり）

○14番（濱田栄子） していました。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

熊の出没ということでございます。県からの情報もありましたとおり、昨年ブナが豊富だったということで、今年は熊の出没が多いだらうと県からあらかじめ情報がありました。

そして、むつ市の状況についてでありますけれども、やはりそのとおり目撃情報も多くなっておりますし、捕獲頭数も昨年と比べるとかなりの開きがあるぐらい多く捕獲されているという状況になってございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。

一昨年水害被害に遭いました養魚場に熊が入りまして、パイプを破り、かなりの量の養魚が川に流れ出たということもお聞きしました。そういう熊被害の対策というのも大切ですが、動物たちとのすみ分けというのも、そういった森づくりも必要ではないかなと思っております。

昨年ブナの実が多かったというお話もありましたけれども、割と広葉樹は少ないのではないかなと思っております。ですから、今後は森林に対して保安林を少し増やしていくと。かつて恐山周辺の保安林を10倍に増やしていただいたときがあります。NPOがシンポジウムをやったときでございます。そういった形で森林の保全ということをしつかり学びながら、地元が提案していくということが一番大事だと思いますので、お願いいたします。

それから、そういった自然に対する啓蒙活動としては、森と川と海という大きな自然の中の循環というのを捉えますと、先ほちょっと海洋研究所のお話にも触れましたが、今北極観測船、研究船が建造中でございます。その名称を今募集しております。子供たち、また市民への啓蒙活動も含めて、勉強しながら、こういった名称への応募を促してはどうかと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

（「何もしゃべってないんだべ」  
の声あり）

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

JAMSTECさんのほうで今北極圏の研究船について名称を募集しているということは存じております。今のところそれに対して市のほうで何か呼びかけているということはありませんけれども、皆さんの海洋に対する、またこの地にある研究機関というものを知っていただくために、そういうものも研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 濱田議員に申し上げます。

通告した事項との関連性を明確にした上で再質問するように十分注意してください。

○14番（濱田栄子） はい、分かりました。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 十分皆さんも森と川と海の関係について、保全という形で、それに関わる形で質問してみましたが、意見の相違もあろうかと思っておりますので……

（「意見の相違って……」の声あり）

○14番（濱田栄子） まあ、ご理解いただきたいなと思っております。全てそこに含まれております。

この件に関しましては、研究機関等としっかりと連携し、また地元をフィールドとした地球環境の問題等を理解するテキスト等を作成して啓蒙活動していただきたいなと思いますので、自然環境についてはここで終わります。

次に、漁業問題について質問いたします。先ほど市長のご答弁にもマグロの資源が回復傾向にあるということでしたが、マグロの餌となるのはイカ、サバ、イワシでございます。マグロが増えると、それらを餌として食べていますので、そういった資源が減ってくるということになります。ですから、やはりそこをしっかりと地域の実情を訴えていただきたいと。イカ激減、本当に今年はゼロに近い状況でございます。サケもそのとおり、回遊率が少なくなってきております。そういうことから、現状マグロだけに絞ったTAC、漁獲制限になっておりますので、相対的なものを考えながら漁業を振興していくためにはどうすればいいかということをお話していただきたいと思っております。

そして、再質問ですけれども、例えば新漁業者が新規に漁業をしたいと、そして大きい船が立ち行かなくなったら小型の釣り船に替えたいといった場合に、今マグロの枠が厳しく規制されております。だから、設備投資しても、経費の支払いが厳しい状況に追い込まれます。先ほども申し上げました。ですから、やはり支援策とかの拡大について、今市長は関係者と連携を取りながら働きかけていくというようなお話しいただきましたけれども、それまでの支援策というか。また、燃油高

騰等により、いかに小さい船といえども遠くまで走らなければならない状況にあります。そういったことについては考えられないのか、ご答弁をお願いいたします。漁業の支援策です。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） まず、マグロの漁獲枠についてのことをお話しさせていただきますけれども、毎年過去の年間マグロの漁獲実績等を根拠にいたしまして、青森県から各漁業協同組合の漁獲枠が決められてございます。その漁獲枠の中であれば、新規のマグロ漁の形態であっても漁獲は可能であるものと考えておりますし、これは市がというよりは漁業協同組合の中で配分されるものだとして理解しておりますので、協同組合の皆さんとも議論してやってまいりたいと思います。

加えて、先ほど燃料の高騰ということもありましたけれども、今の現状を漁業協同組合の皆さんともやはり議論することが必要だろうと考えておりますので、再三にわたって、私就任してからスマイル・トークリレー「FLAT」という形で、町内会の皆さんともやりましたし、大学生の皆さんともやりました。これは漁業者の皆さんにも、求めがあればぜひ意見交換をさせていただいて、今現状どういったことが課題で、どういった支援が必要かということをしかりと議論された上で、私たちの支援についても検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） よいご答弁いただきました。ありがとうございます。やはり現状をしかり知るといふことと、どちらかという地域経済を活発にするのに企業誘致が手取り早いとかと考えがちなのですが、地元の企業者を育てていくということが一番大事ではないかなと思います。それは、やはりそこに引き継がれてきた技術というか、それから地域性を地域の人たちがよく

知っているからです。それは支援次第では大きく育つ可能性を持っていますし、また持続性も持っていますので、しっかり関係者とお話をして取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。この件については、これで終わります。

次に、機構改革についても、来年度少し考えているということでしたけれども、確かに基本計画、後期とかありますけれども、例を出しますとSDGs、17個の大項目の中に具体的な169のターゲット、具体的行動を示して、その目標を達成しようというふうな取組をしています。ですから、大項目、漁業の振興や農業の振興、林業の振興、それはいいのですけれども、では具体的にどうするのかと、その具体性を持たせる。それは先ほど市長がお話ししたように、少ない人材の中で地域とがっちり組んで、そこの地域の人たちに教えていただくこと、そして力を貸していただくことをしながら取り組んで、一つ一つクリアしていったら、目標は達成していけないのかなと思います。

あとは、また新たな創造、このまちを将来的に、例えばですけれども、脇野沢はちょっと端っこなので例に出させていただきますけれども、脇野沢の形を将来的にどういった形にしていくのか。どの産業をどれだけ膨らませて、そのためにはかつて何が行われていたか。イワシの焼き干しとか、そういったものの資源が今どうであるかというのは、かつてそれを体験した人、そして海を知っている人、これからの見通しをつける人というのはやっぱり地元の人たち、経験者たちが大きな力を持っていらっしゃると思いますので。ともすると若者が全ての新時代のようなイメージになりがちですけれども、やはり経験とそこに根づいてきた財産を知っているのは高齢者の方です。そういった方たちの話もよく聞いて、きめ細かな目標を立てて、目標を立てたから全てがクリアできるわけ

ではありませんけれども、行動目標を立てて進んでいただきたいと思います。まず、その件に関してお答えください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 組織改革についてのご質問だっと思えますけれども、先ほどは漁業者の皆様にはスマイル・トークリレー「FLAT」を通じてというお話をさせていただきましたけれども、1つ例に挙げさせていただいて、脇野沢の地区の例を挙げますと、本当に8月の間、大湊ネブタから始まりまして、脇野沢八幡宮例大祭、田名部まつりと、地域の皆さんと話す機会が私自身も非常に多くなりまして、もちろん積極的に地域に出向いてお話をさせていただく中で、脇野沢の皆さんとお話をさせていただいたのは、今組織改革をしておりますけれども、むつ市役所として脇野沢をどうこうするというのではなくて、地域の皆さんの思いをしっかりと伺って、その地域がどこに向かいたいかということをもった上で、その地域をどのようにしていくのかということが私自身も必要だと思えます。

その上で脇野沢の皆さんとお話しさせていただいたのは、先ほどイワシの焼き干しの件もありましたけれども、今地域おこし協力隊を川内地区に4名配置しておりますけれども、脇野沢地区の担当で2名ということで、地域おこし協力隊の方が焼き干しの体験をしたり、これから焼き干しをやりたいという思いを持っていただいている中で、焼き干しの漁というのは一人で網を起すこともできませんし、あえてむつの言葉でいけば、イワシの頭をもぐ作業とか、そういったことは一人でできないと。地域の皆さんで協力して何とかできないかという議論も始まっておりますので、そういった地域おこし協力隊の力も使いながら、地域の皆さんと話していくことが私は一番大事だと思いますので、地域の未来について地域の皆さん

と話しながら、市役所の組織についてもそちらに向かっているように検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 濱田栄子議員に申し上げます。

再質問の内容を明確にした上で再質問するよう十分注意をしてください。

14番。

○14番（濱田栄子） 分かりました。ありがとうございます。今機構改革で質問しております。今脇野沢の焼き干しの話になりましたので、では1つ、これ情報提供ということで。かつて脇野沢のほうに行きましたときに、イワシを捕ってきましたら、近くのおばあちゃんたちが手伝いに行って、そして自分たちはお金でなくてイワシをいただくと。そして、自分たちも焼き干しを作って出荷してお金にするということを長くやってきたということをお聞きしました。それはそれで終わります。それも1つのヒントにしてください。

それから、機構改革ですけれども、今コロナ禍が始まり、多くの団体、企業といいますか、リモートで仕事をするようになりました。ですから、そういうことも考えますと、そしてなぜ私が人員配置と言いますかということ、やっぱり災害があったときに、そこにある程度職員の方がいないと、初期対応という情報収集がなかなかしにくいという部分があります。

昨年、一昨年、大畑地区でも災害がありましたとき、たまたまそのときの所長が大畑の地域に詳しい方でしたので、数名の方と冠水した道路をジープで走らせて情報収集したという経緯もあります。

ですから、ふだんできる事務仕事についてはリモートで本庁舎と幾らでもつなげますので、そういったことも考えながら人員配置については、人口という部分も大切ですが、面積はかなり広いと思うのです。みんながそこに1か所に住ん

でいるわけではないので、そういうことも勘案しながら機構改革を進めていただきたいなと思いますので、お考えをお伺いします。

○議長（大瀧次男） 政策統括監。

○政策統括監（吉田 真） お答えいたします。

災害対応ということでございますが、DX推進の一環として整備した本庁舎職員、分庁舎職員等、全ての職員が所有する連絡調整ツールを活用し、リアルタイムに災害状況を把握し、その上で防災、人事担当部署が連携しながら、災害現場に必要な業務に対応する職員の配置を迅速に調整し、対応しているところでございます。

しかしながら、大規模災害等発生した場合は、市もしくはその分庁舎での防災体制の機能には限界がありますことから、例えば自主防災組織ですとか地域の皆様のお力をいただくようなことも考えて今後対応していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） どうもありがとうございます。皆さん、ここに集まっているメンバーはもちろん、それぞれの地域によくなっしてほしいという思いの結集です。ただ、その手法が限られた中で、どれだけでいいのかという1点だと思いますので、地域の皆様のまずは安全、安心と、これから起こるであろう、いつ起こるか分からない災害対応、そして人口減少、先ほど脇野沢のお祭りの話もありましたけれども、宮司さんが不在というお話もお聞きしております。川内のほうで対応しているようですけれども。そういったことがどんどん起きてきて、文化や伝統を守れなくなる。私は、日本の国がこれだけ落ち着いているのは、祭りを中心とした人たちの心の結集とか、そういったものも大きなものがあるのではないかなと思っておりますので、地域の文化を何としても守っていきたい

なと思っているところでございます。今日は、これで私の一般質問を終わりますけれども、何とかよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第257回定例会において一般質問を行います。

第1として、自衛隊への個人情報提供についてです。自衛隊は近年、少子化に加え、隊内でのハラスメントや自衛隊の任務危険度増強により、応募者の減少が続いています。このことから、防衛省、総務省では、各自治体に提供するように通知を出しましたが、これは名簿提供を強制するものではありません。18歳の若者の名簿を、本人の同意のない第三者への個人情報提供は、個人情報保護法違反ではないでしょうか。名簿提供は、もっと慎重に行うべきという立場で質問を行います。

各自治体に電話で問合せをしていく中で、女性の市民団体である新日本婦人の会青森県本部で、県内40自治体に自衛官募集アンケートを行っていることが分かりました。先月7月にスタートし、8月末締切りで、途中の資料を頂きました。まだ

返送されていない自治体もあり、取りあえず県内10市と比較してみようと、まだ返送されていないほかの市に電話で問合せをしてみました。募集対象者情報を抽出、作成し、紙媒体で提供していた自治体は、むつ市、黒石市の2市と、宛名シールで提供しているのは五所川原市を加えて3市、名簿を提供せず、自衛隊の方が住民基本台帳から対象者を書き出す方法を取っている自治体は青森市、弘前市、三沢市、つがる市、平川市、十和田市の6市です。八戸市は、ほかの市のように対象者に郵送せず、ポスティングという方法を取っている。自衛隊の地方隊で対象者の多い地域の情報のみを求めるという方法を取っているということが分かりました。名簿を提供していない市は7市だということです。まだ返送されていない町村もありますが、町村は今のところ対象となる若者の名簿の紙媒体での提供が多いようです。

これまで報告したように、むつ市は本人の同意なく情報を提供しているようですが、1つ目の質問として、その経過と人数についてお知らせください。

2つ目として、本人の同意なく情報を提供することについて考え方をお示してください。また、提供した名簿の処理はどうなっているのか、申入れをしているのか教えてください。

3つ目として、むつ市はせめて自衛隊に個人情報の提供を望まない方への除外申請の手続をすべきではないでしょうか。

第2の質問に移ります。第2の質問は、図書館についてです。日本共産党むつ市議団として、昨年冬に、暮らしのこと、生活環境のこと、困っていること、むつ市政に望みたいことなど、何でも書いてくださいと市民アンケートを配布しました。返送されてきた内容がまとまりましたので、市にも届けるといふことで、今、日程の調整をしているところです。物価高の苦しさ、年金だけで

は暮らせない、医療の不安など、たくさん書かれています。

その中の小さな声を今回質問としてお届けしたいと思います。図書館というより、公民館の中にある図書室についてですが、正確には図書館の分館と呼ばれているようですが、図書館分館を充実させてほしいという思いが記述されていました。

今日、むつ市に来ることの多い私は、中央図書館を利用して、分館に行ったことがないと気づかされ、かつて子供への読み聞かせに川内図書館の絵本をたくさん利用したこと、陳列してある、ある作家の本をみんな読んだこと、本を買うことができなかった時代があったなと思い出したりしました。

久しぶりに図書館分館に行ってみましたら、確かに本の数が本当に少なくなっています。職員の方に来てお聞きしますと、いろいろな取組をしている話を聞いてきました。しかし、利用者の方も本当に少なくなっているということも聞いてきました。

そこで、次のことをお聞きします。1つは、分館の利用者を増やすために、どのような取組をしているのか。また、どのような要望があるのか。

2つ目として、移動図書館車の利用状況についてもお知らせください。

以上が壇上からの質問です。よろしく願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長(大瀧次男) 佐賀英生議員。

○6番(佐賀英生) ちょっと確認で、暫時休憩お願いします。

○議長(大瀧次男) 暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 工藤議員のご質問にお答えいたします。

自衛隊への個人情報提供についてのご質問についてでございますが、情報提供に当たりましては、法令に基づき適切に処理されているものと認識しております。今後におきましても、関係法令や国からの通知に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

具体につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長(大瀧次男) 教育長。

(阿部謙一教育長登壇)

○教育長(阿部謙一) 工藤議員の図書館についてのご質問の1点目、分館の利用者を増やすために、どのような取組をしているのか。また、どのような要望があるのかについてお答えいたします。

まず、むつ市立図書館は、本館と川内、大畑、脇野沢各地区の分館及び図書を車両に積載し、本館から遠方の地域を巡回する移動図書館車で構成されております。

蔵書数は、令和4年度末日現在において、図書館全体で18万1,716点、このうち本館が15万9,974点で、全体の約88%、分館3館が1万7,351点で約10%、移動図書館車が残り2%の4,391点となっております。

令和4年度の利用者数は、本館3万1,575人、川内分館134人、大畑分館287人、脇野沢分館239人、移動図書館車1,315人です。

利用冊数は、本館13万1,226冊、川内分館340冊、大畑分館815冊、脇野沢分館405冊、移動図書館車4,745冊となっております。

分館の利用者を増やすために、どのような取組をしているのかについてですが、より多くの皆様

に分館をご利用いただくために、全ての蔵書をインターネット上で検索することを可能とし、ご予約をいただいてから数日後に分館でお受け取りいただくサービスを実施いたしております。

また、所蔵のない図書につきましても、購入もしくは他の公立図書館からの借受け等によって貸出しをいたしております。この図書のリクエストサービスを全ての館で受け付けております。

次に、分館利用者からのご要望についてですが、利用者の皆様方からのご要望によって、移動図書館車の巡回先を新たに設定いたしております。これによりまして、地域の読書環境の向上に努め、利便性を高めております。

今後も、全ての館において、より多くの市民の皆様にご図書館を有効に活用していただけるよう、展示、各種イベント、広報むつやエフエムアジュール、むつ市立図書館新着だよりやホームページ等、様々な媒体を通じて積極的にサービスの周知と、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、移動図書館車の利用状況についてでございますが、令和4年度は令和3年度をもって老朽化による引退となりました前移動図書館車「ほほえみ号」に代わり、4月から新たに導入した新移動図書館車「ブックラン♪」で、本館から遠方にある地域を中心に運行させていただいております。

巡回先は8コース、20ステーションで運行しておりますが、分館ご利用者のご要望に応え、日程調整及びステーションの拡充等もいたしております。また、移動図書館車の車内においてもリクエストなどを受け付け、次の巡回時に希望図書をお持ちするなど、利用者のニーズにきめ細かく対応するよう努めております。

今後も分館の運営と合わせて移動図書館車「ブックラン♪」を有効に活用し、青森県内で一番面

積の広い自治体である当市の隅々まで図書館サービスが行き渡るよう、充実した運行に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） 自衛隊への個人情報提供についてのご質問につきまして、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、自衛隊への若者の名簿提供と本人の同意についてお答えいたします。市では、自衛官募集事務を担う自衛隊青森地方協力本部からの募集対象者情報の提出依頼を受けまして、情報を提供しております。今年度の提供実績といたしましては、855名分を名簿提供対象者として提出しております。

なお、国への住民基本台帳の一部の提出に関しましては、自衛隊法第97条第1項に基づき、市町村長が行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務であり、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることができる」とされていることから、法令上特段の問題を生ずるものではないと認識しており、本人の同意は必要ないと考えております。

次に、ご質問の2点目、自衛隊に個人情報の提供を望まない方の除外申請についてであります。関係法令上、本人の同意が必要とされていないことから、当市も含めて県内のほとんどの市町村が除外申請の対応をしていないと承知しております。今後におきましても、国や他市町村の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 確かにほとんど……ほとんどではないですね。名簿を提出しているところは本当に少なく、ただ閲覧しているところが多いと

いう、こういう青森県内での現実があるということは、ちょっと認識が違うのではないかなという気もいたします。

例えば弘前市なんかでは、「住民基本台帳法に明記されていない」、十和田市では、「通知よりも法律のほうが上だと考える。提供する根拠がない」ということまで言っているのです。先ほど言いました通知というのは、2021年に防衛省と総務省が出した通知だと思うのです。法令に基づくときは提供してほしい、このような通知です。

しかし、この法の解釈も分かれているようです。法的な根拠にならないというその見解、先ほど言いましたように、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う、これが自衛隊法第97条。そしてもう一つ、先ほど言いました自衛隊法施行令第120条、募集に関し必要があると認めるときは、知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるという規定。でも、これはあくまでも閣議決定された自衛隊内部の組織法だと、そのようなことを言う学者がいます。だから、法令、法律に基づいたものではないという、そういう解釈の学者とか弁護士がいる中で、解釈が分かれているということが、このように青森県内でも、むつ市のように抽出して名簿を提出しているところと閲覧だけに限っているところ、こういうふうな理解が出てきているのではないかなと思っています。

でも、むつ市の今の理解の仕方は、まず伺いました。それはそれで、私は異議がありますけれども、むつ市はこういう形で理解しているということは、今分かりました。

最近になって、北海道でも大きな問題が起きて、北海道新聞の2023年6月14日の社説でも書いているのです。警察、消防などにはない対応、自衛隊だけが優遇されている。このような社説も出ているということも紹介したいと思います。

そして、多くの自治体の受け止め方としては、これは強制ではなくて自治体の判断によるところが大きい、このような自治体側の受け止め方、これもあるのです。そういう中で、むつ市の受け止め方は受け止め方として、今お聞きしましたけれども、法令に基づいた命令ではないというか、そういうふうなことも私はここで言いたいと思っています。

一番基本になるのは、個人情報保護法第69条第1項で、行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。ここにのっとしてやっているのですけれども、その法の解釈がいろいろあるということで、このような問題が出てきているのだと思います。

そして、弘前市のように住民基本台帳法、これには抽出して提供してはいけない、そこまで書いていますので、このような様々な解釈があって、その見方でいろいろ法の解釈が分かれているということだけは私はここで言いたいと思っています。

そして、ここで再質問なのですけれども、これまでの意向ということで、むつ市はいつから抽出して名簿を提供していたのかということは、聞いても何か、ヒアリングのときもよく分からなかったのですけれども。むつ市の条例の中に情報公開・個人情報保護審査会というのが設置されていますが、そこにかけるべき大きな問題ではないかなと思っているのですけれども、むつ市情報公開・個人情報保護審査会条例との整合性についてどのようにお考えでしょうか。この審査会にかけなかったのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

先ほど企画政策部長からの答弁にもありましたとおり、自衛官募集事務につきましては法定受託

事務ということで、自衛隊法の第97条、また自衛隊法施行令第120条の中で規定されているところでございます。繰り返しになりますが、この部分は法令に基づく場合ということで、私どものほうは情報提供しているということでございます。

個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づくということになっております。ただ、同法第69条第1項におきましては、法令に基づく場合には個人情報を提供することができる旨ということで規定されておりますので、特に法令に基づく場合と私どもは考えておりますので、改めて情報公開・個人情報保護審査会に諮るものではないということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） むつ市の考え方は分かりました。ただ、全国的な観点では、強引な法解釈、法的な根拠にならないという、そういう受け止め方をしている弁護士とか学者がおりまして、表明をしています。このことだけは理解していただきたい、もう一度受け止めていただきたいということ、私はここで声を大にして言いたいと思います。

そういう受け止めですから、審議会にもかけていない、かけるべき問題ではないということをおっしゃいましたが、そういう考え方に基づく、法解釈に基づくものでしたら、そういう結論が導き出されたということも受け止めます。それでも、やはり個人情報というのは、もっと慎重に扱っていただきたいという、今個人情報が尊重される中で、むつ市の流れというのはどういうものかなということだけは指摘しておきます。

そして、自衛隊に個人情報の提供を望まない方への除外申請については、確かに行っているところは青森県内では少ないようです。でも、全国的には市民の声等が大きくなって、市民の要請を受けて、このような除外申請、これを広報紙等で公

表して、そしてその中で個人情報を開示してほしくない、提供してほしくないという市民に対しては送っていない、こういう流れも今出てきているということで、まず私はここで発言したいと思っています。

法解釈の仕方が違いますので、これ以上議論しても、なかなか一致点が今のところ、今日を出てこないと思いますけれども、様々な中でのむつ市の今の受け止め方がこうだということだけは、今皆さんに知っていただきたい、市民の方にも知っていただきたい。そして、本当に除外申請を求める方はどんどん意見をむつ市に上げてほしい、このような思いで質問いたしました。

そうすると、あとは図書館についてですけれども、むつ市にこのように頻繁に来ないときには、用事があるときはついでに図書館に寄って、子供たちに読み聞かせをするということで、川内図書館の絵本をほとんど利用したことを今思い出しましたし、私も図書館のほうを利用して読んだということを改めて気づかされて、川内の図書館に足を運んで、本の少なさにちょっと驚いたという、そういうことがありましたので、市民アンケートの少ない声ですけれども、それを今回反映させたいなと思って質問いたしました。

ほかの方、私の友達からも、図書館とか移動図書館車を利用している方についても、ちょっと訪問して聞いてみたのですけれども、やはり思いとしては、あまりにも本が少な過ぎる。時々入る新刊も2冊か3冊しかということで少な過ぎる。料理とか草花だとか畑の作り方、これもいつも同じものばかりが並んでいる。あまりにも図書館として中央図書館と差があり過ぎる。そういうふうなことを言っていました。「合併したということは、こういうことなのだな」というつぶやきも、久しぶりでお聞きしました。確かに充実していない、利用しない負のスパイラルが起きてくるのが本

当に心配されます。

先ほどから地域力とか地域の協力とかということが問題になってはいますが、皆さんが図書館に、そして公民館に足を運んでいくということをどういうふうを増やしていくのかということを実際に考えなければいけないということも改めて思いました。もう少し分館等でもイベントを増やすというふうな考え方はないのでしょうか。お願いします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

今ご要望がありましたイベント等の開催等につきましては、ニーズ等を的確に把握をして、私どもも前向きに検討させていただきたいと思えます。

そして、せっかくの機会ですので、確認を1点、そしてお願いを1点させていただきたいと思えます。先ほど統合というのはこういうことかなというふうにおっしゃいましたけれども、恐らく平成の大合併で市町村統合は確かにありました。そして、その機会をもって、今分館と呼んでいましたけれども、それぞれの公民館にあった蔵書の数が減ったということではなくて、そしてその数は変わらないけれども、むつ市の図書館と比較をする機会が多くなって、そしてその差にちょっと残念に思っている、そういう状況かと思えます。

しかし、お願いというのは、むしろ前向きに考えていただきたいと思います。今申し上げましたように、合併によってそれぞれの旧町村の蔵書等が減ったのではなくて、むしろ閲覧をできる蔵書は増えています。図書館全体が分館を含めて全ての市民の方々の蔵書になりますので、ご足労をおかけして申し訳ありませんが、ぜひ足を運んでいただいて、そしてネットで検索するという手間もおかけして申し訳ないのですけれども、そして必

要なものを申しつけていただければ、先ほど答弁でも申し上げましたように、数日後には確実に分館に届きます。そうした意味で、たくさんの蔵書を皆様が見られる状況にありますので、ぜひ検索その他いろいろな方法を使って、その便益を享受していただければありがたいと思います。

そして、劈頭申し上げましたように、いろいろなニーズに我々は前向きに対応したいと考えておりますので、イベント等に関しましてもニーズ等を積極的に私どものほうにお伝えいただきますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） そうすると、予約というシステムで中央図書館等のものも利用できるのだというようなこともっともって伝えていければいいのかなというふうなことも思いますけれども、確かに頭を転換させなければ、今の時代生きていけないということも、高齢者の一人である私も本当に自覚はしております。今の時代を生きるすべ、それを皆さんに伝えながら、私自身も変わっていきながら、周辺に住む住民の皆さんと手をつないで頑張っていきたいと思います。

本当に早くも終わってしまって残念ですが、私も不勉強で、いろいろと不十分なところがありました。市の考え方は分かりました。けれども、市の考え方には承服できないというところも伝えることができましたので、まず今回はこれで終わります。

○議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員……

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（大瀧次男） 浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 今工藤議員の一般質問中、休憩がありましたよね。これはどういう根拠で休憩になったのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 事務局長から答弁します。

○事務局長（佐藤孝悦） それでは、答弁させてい

たきます。

工藤議員の質問の通告の要旨が今回2点ということでお受けしておりましたが、登壇した質問の際に要旨が3つに分かれていたということで佐賀議員のほうからお話がありました。その点につきましては、理事者側とのヒアリングにおいてきちんと3点分聞いているものということで工藤議員のほうから説明を受けたので、このまま続けたという形になります。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 突如、一般質問中に休憩があったということで、そこら辺ちょっとやっぱりラジオにも乗っていることだし、これは不審に感じている人もいますので、その辺の処理の、何で休憩を挟んだかという説明をしておいたほうがいいと思います。もし発言そのものが不適切であれば、議会運営委員会とか何かにかけて削除するとかという、そういう措置も必要なので、そこら辺の対応をこれからお願いします。

○議長（大瀧次男） はい、分かりました。そういう対応をさせていただきます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時35分まで暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐藤広政議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

(15番 佐藤広政議員登壇)

○15番(佐藤広政) こんにちは。自民クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第257回定例会にて、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。理事者の皆様には、明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

今回は、3項目3点の一般質問を行わせていただきます。まずは、先般新聞報道で記事になっておりました大湊地方隊の改編検討の報道についてであります。現役自衛官、まして大湊基地勤務をしている2人の息子を持つ父親として、またむつ市民として、全く降って湧いたようなこの話であります。北の要衝である大湊地方隊がこのような改編になるような話が出てくるとは思いもよらないのが実情であります。まずはこの報道に対する山本市長の所感をお伺ひいたします。

続きまして、2項目めは、これも8月1日に新聞報道されました平和首長会議の加入についてお伺ひいたします。平和首長会議では、核兵器を廃絶し、人類の共存が持続可能となることにより、あらゆる人が永続的に平和を享受できる世界、すなわち世界恒久平和を実現するため、市民が連帯する都市を創造するとの観点から、「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン—都市による軍縮と人類共通の安全保障に向けた平和構築—」を2021年7月の第12回理事会で策定するなどの活動を行っております。

そこで、平和首長会議に参加に至った経緯とその目的をお尋ねいたします。

3項目めは、スマイル・トークリレー「FLAT」についてお伺ひいたします。これは山本市長の政策での、みんなでまちをつくる協働・市民参加に基づく事業であると思っております。

そこで、これまでの「おでかけ市長室」との違いは何かをお尋ねいたします。

以上、3項目3点を壇上からの質問とさせてい

たきます。

○議長(大瀧次男) 市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 佐藤広政議員の質問にお答えいたします。

まず、大湊地方隊の改編検討についてのご質問、報道に対する市長の所感についてであります。先般の大湊地方総監の廃止及び大湊地方隊の横須賀地方隊への統合が検討されているとの報道に対する率直な気持ちといたしましては、残念だと感じております。

当市と海上自衛隊とは、明治35年の海軍大湊水雷団創設以来、強い絆で結ばれておりますし、当市は自衛隊のまちとして、これまで海上自衛隊とともに歩んできた歴史もございますことから、地域の思いをきちんと伝えていかなければいけないとの思いで、去る8月18日、市、市議会、むつ商工会議所、むつ自衛隊支援団体連絡協議会、下北建設業協会の5者により、浜田靖一防衛大臣へ大湊地方総監の継続配置及び大湊地方隊の体制維持、強化について要望してまいりました。

なお、浜田防衛大臣からは、大湊基地の重要性は変わらない、丁寧に議論してまいりたいとの回答をいただいております。

次に、平和首長会議加入についてのご質問にお答えいたします。平和首長会議は、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解決、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的として、1982年6月24日に世界平和連帯都市市長会議として発足し、2001年8月5日に平和市長会議に、2013年8月6日に平和首長会議に名称変更され、現在に至っております。

参加に至った経緯とその目的についてでありま

すが、本年6月に平和首長会議会長の松井一實広島市長から、平和首長会議への加盟について案内が届きました。平和首長会議の趣旨に異論はありませんでしたし、昨今のウクライナ情勢への関心が高まる中、本年5月に開催されたG7広島サミットにおいて、核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンとともに核兵器のない世界の実現に向けたコミットメントが表明されるなど、平和首長会議の存在意義も感じたことから加盟依頼に応じたものであります。

今後もむつ市として平和を希求する態度はしっかりと持ち続けていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、スマイル・トークリレー「FLAT」についてのご質問、これまでの「おでかけ市長室」との違いについてお答えいたします。スマイル・トークリレー「FLAT」は、私が4月に市長に就任してすぐに取り組んだ新たな事業であり、5月にスタートしております。かつての「おでかけ市長室」は、まず市の施策や取組を市民の皆様にご説明し、その上で参加された皆様からご意見やご要望を伺う形式であったの対しまして、スマイル・トークリレー「FLAT」では、私の公約であります対話の文化で描くまちづくりを実現するための事業と位置づけ、私と市民の皆様が対話することに加えて、参加された市民の皆様同士にも市の課題について解決策を考えながら対話していただくことに重点を置いて実施しております。

また、事業の名称にある「FLAT」には、市民の皆様と視線を同じくして、市民の皆様と笑顔でむつ市の未来を語り合いたいとの思いを込めており、今後におきましても市民の皆様とともに市政をつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。大変

ご丁寧な答弁をいただきました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの大湊地方隊の改編検討の報道についてですが、個人的な見解ではありますが、先ほど市長のほうからのご報告がありましたように、明治35年、旧海軍大湊水雷団から今年で121年の長きにわたり、共存共栄の立場で先人の方々の思いを脈々と受け継いできた経緯があると思っております。国の政策、作戦ではあるとは思いますが、今までのことを考えますと、とてもショックでびっくりしている次第であります。また、市長と同じ気持ちで、非常に残念であります。

そこで、お伺いいたします。まだ正式な発表ではないのかもしれないのですが、火のないところに煙は立たない。いずれそうなるかもしれないという段階ではあるとは思われますが、この改編に当たって、地域の経済やコミュニティーをはじめ、むつ市に与える影響をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど壇上でも申し上げましたとおり、当市と海上自衛隊とは明治35年、海軍大湊水雷団創設から、先ほどありましたが、121年目を迎え、また大湊地方隊の開設から今年度で70周年を迎える記念すべき年となっております。

これまで共に歩んできた歴史を踏まえ、地域の皆様が変わらず自衛隊のまちとしての誇りを持ち続けられるよう、これまで築き上げてきた自衛隊との信頼関係や絆をより深化させ、より一層の共存共栄が図られるよう、報道ではありましたが、残念という思いだけではなくて、未来に向かってこれまで以上に自衛隊との関係構築に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。ただ、

地方総監がいなくなるということは、正直一般の人間としては、基地として格下げになるのではないとか考えてしまうのが一般的な考えでございます。全く今までと同じになることはないのではないかと考えてしまうのです。

経済面やコミュニティーの件は当市の考え方は分かりましたが、それでは安心、安全という観点からお伺いいたします。大湊地方隊は、東北、そして北海道を含む北の守りを担当しております。つい先日も津軽海峡公海上を中国やロシアの艦船が通過しておりますことは、記憶に新しいと思います。そのような状況を踏まえますと、最前線基地である大湊地方隊の役割は、大変重要な位置を占めているのではないかと思います。市民の皆様は、安心、安全にも関わってくるのではないかと考えますが、そこで青森県以北の周辺海域における警備等に与える影響を市としてはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

先般浜田防衛大臣に要望書を持っていった際の文章から申し述べさせていただきますけれども、我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさと不確実性を増し、津軽海峡においても中国軍やロシア軍による海上戦力の活動が活発化している中、我が国の防衛政策における北方の要衝として機能してきた大湊地方隊の重要性は極めて大きくなっているものと認識しており、本市としては防衛体制のさらなる増強はあっても縮小はあってはならないものと考えておりますと防衛省には申し伝えてまいりました。

要望に伺った際には、浜田防衛大臣より、大湊基地の重要性は変わらないといったご意見をいただいておりますので、青森県以北の周辺海域における警備等に与える影響はないものと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。8月18日に防衛省等にむつ市、むつ市議会、むつ商工会議所、むつ自衛隊支援団体連絡協議会、下北建設業協会の5者の皆さんで、いち早く行動していただいたことは、大変感謝しております。しかしながら、それではまだ足りないような気がしております。

今後防衛省等に対して、どのような対応を講じていくのか、もしお考えがあればお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 浜田防衛大臣より、「また意見があれば来ていただきたい」と、そうおっしゃっていただきましたので、市民の皆様、各団体や、そして市議会の皆様のお力をお借りしながら、今後も必要に応じて大湊地方総監の継続配置と大湊地方隊の体制維持、強化について要望を継続してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。本当に降って湧いたような大湊地方隊の改編であります。

大湊地方総監部の維持は絶対に必要であると考えます。国の方針だと一切の妥協を許さず現状維持、そして北の要衝としてのさらなる防衛体制強化に官民一体となつての活動をお願いいたします。大湊地方隊勤務の2人の息子を持つ親として、またむつ市民として切に要望させていただきます。

自衛隊のまちとして、むつ市にとってかけがえのない存在である自衛隊との共存共栄、それをさらなる強固なものにしていただき、先ほど市長のほうからお話がありましたが、浜田防衛大臣の大湊基地の重要性は変わらない、丁寧な議論をして

まいりたいという言葉を感じております。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、平和首長会議の加入について再質問させていただきます。参加に至った経緯とその目的、また平和首長会議がどのようなものかは分かりました。大変すばらしい理想、信念がある会だということは理解できたのですが、そこで単純な質問なのですが、これまで参加してこなかった理由は何だったのかお伺ひいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

平和首長会議の趣旨につきましては、唯一の被爆国である日本国民の一人として異論を唱えるものではありませんが、既に加盟していた自治体とはいささかもその考えと行動の上で異なっていたとは考えてございません。加盟するまでもなく、むつ市として平和を希求する態度はしっかりと持ち続けてきたものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。報道では、全国の中で加入していない3つのうちの1つがむつ市であったということでした。また、むつ市が加入することで99.8%の加入率ということも報道されておりました。

これもまたすごく単純な質問なのですが、市としてもっと早く加入すべきではなかったのではないかと思います、お伺ひいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、加盟の有無にかかわらず、平和首長会議に加盟されている自治体と、その行動の上では軌を一にするものであることから、これまで加盟に至らなかったものであり、むつ市といたしましては、加盟するまでもなく、平和首長会議に加盟されている自治体と思いは一緒

であり、平和を希求する態度はしっかりと持ち続けてきたものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。ただいまご答弁にありましたように、平和首長会議に加盟されている自治体との思いは一緒であるというご発言がありました。

そこで、加入したことによって、今後市民へのアクション等は検討しているのかお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） お答えいたします。

市民の皆様へのアクション等を起こさずとも、既に毎年田名部神社例大祭の中日に行われる招魂祭において、市民の皆様が平和への思いを持って参加されております。また、むつ市では毎年終戦記念日の正午に職員全員が黙祷を行い、半旗を掲げるなどの行動を取っており、平和への意味を自覚し、その大切さを職員の規範としているところでございます。このように、平和の意味について市民の皆様が思いを巡らせる1日があればと願っております。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。昨今ではウクライナの報道やG7広島サミットでの核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンなど、平和に関して考える機会が一段と多くなったようにも思われます。せっかく加入した平和首長会議であります。様々な平和に関する情報発信等を役に立てていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、3項目め、スマイル・トークリレー「FLAT」について再質問させていただきます。山本市長の公約に沿った対話の文化で描くまちづくりを体現している理想の形だと思っております。

ます。

そこで、実際に実施しての市長の所感をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 率直に申し上げますと、市民の皆様への優しさに触れ合う時間となっており、多くの市民の皆様との対話を通じて、市民の皆様がむつ市のことを思い、家族のことを思い、そして町内のことを思い、そして私の体のことまで気遣ってくれる市民の方がいることに気づかされました。

そして、市民の皆様から課題や現状を伺うだけではなく、むつ市政を直接市民の皆様にお伝えする場にもなっていると感じております。例えば高齢者無料乗車証「AGEHA」やコンビニ交付といった日常の施策から、むつ総合病院の建て替えといった大きな事業について、これまで広報むつや62ちゃんねる、様々なSNSで市民の皆様にお伝えしておりますが、やはり届いていない方がいらっしゃることを「FLAT」で気づかされております。市で広報していると思っても、むつ総合病院の建て替えを知らない市民の方もいます。スマイル・トークリレー「FLAT」は、市民の皆様からの課題を伺うだけではなく、むつ市の新たな発信にもつながっているものと考えております。

今後も、市民の皆様との対話を通じて市の課題解決の糸口を探るなど、市民協働によるまちづくりに向け、継続して取り組んでまいります。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。情報発信というのはとても重要であります。先ほどお話がありましたように、SNS等で発信しておりますが、むつ市は超高齢化社会でもあり、デジタル発信の恩恵を受けることができない方が多いのかもしれませんが。新たな情報発信源になり得

るかもしれません。市長との対話が生み出した副産物でもあるとも言えるのではないのでしょうか。すばらしいことだと思っております。

それでは、これまでの実績、成果についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 実績といたしましては、5月から事業を開始いたしまして、これまでに17の町内会に加え、青森明の星短期大学下北キャンパスの学生の皆さんとも実施しており、参加者数は合計245名となっております。現在は町内会以外の団体にも対象を広げ、8月25日現在で今後実施予定の団体は26団体となっております。

成果といたしましては、まずは直接市民の皆様との対話の中で市の現状を細かく知り、私の思いをお伝えすることができたことだと考えております。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。「FLAT」という名前のおり、市民の皆様と同じ目線で、笑顔で対話していると、親しみやすい、話しやすいなどの中で、様々な要望が出てくるのではないかと思います。その時点で上がった要望に対して、どのように対応しているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 「FLAT」は、市の課題をテーマに解決策を市民の皆様とともに考えることを目的に開催しておりますけれども、要望につきましては内容を持ち帰り、担当部署につなぐことや、必要に応じて開催後に現地確認を行うなど、迅速に対応しております。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。迅速に対応していただいているということですので、市民の皆様は本当に心強い限りだとは思っています。

しかし、100%というものではないわけでありまして、17の町内会、青森明の星短期大学下北キャンパスの皆さんとも開催されたということですが、今後26団体との開催も控えるというお話でございました。課題と今後の展開はどのようにお考えでありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 今後も継続し、できるだけ多くの世代、団体、学校、企業等と開催したいと考えてございます。

いただいたお声に対しましては、対応可能な案件は迅速に処理し、また制度の検討や財源の確保が必要な案件につきましても継続して検討を重ねるなど、真摯な対応に努めてまいります。

今後におきましても、市民の皆様とともに考え、未来へと希望をつなぐために対話を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。ぜひともいつまでもフラットな対応、目線をお願いいたします。

そこで、私から1つ提案ではありますが、市民の皆様、学生の皆様との対話をして「FLAT」の中で活動していただいておりますが、できれば小学校、中学校議会や高校生やむつ市にある高等教育機関の皆様の参加を施した議会なるみたいな、そのようなこども議会等をし、子供の皆さんの意見等を何うような、そういう場をつくっても、また皆さんの声を聞くことが、行政に反映することができるのではないか。また、その発言をした、それに関わった子供たちがむつ市の愛にあふれるのではないかとおもいますので、一考していただければと思います。

今回の一般質問は、笑顔と平和をキーワードと

して質問をさせていただきました。笑顔はとても大切です。とりわけ子供たちの笑顔は、私たち大人にとっての百薬の長であります。大人がどんなにつらくても、子供たちの笑顔が癒やしてくれ、そしていずれ大人も笑顔で暮らすことができると確信しております。笑顔かがやく希望のまち、むつ市実現のために、なお一層精進をお願い申し上げます。

最後に、この言葉で一般質問を終わらせていただきます。「平和は微笑みから始まります」、マザーテレサ。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明8月31日は鎌田ちよ子議員、東健而議員、佐賀英生議員、浅利竹二郎議員、山田伸議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時03分 散会